

第七十一号議案

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例（平成二十五年東京都条例第九十
一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十八に」を「第二十五条の三十に」に、「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一
項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の
公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行による下水道法（昭和三十三年法
律第七十九号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第七十一号議案

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に
関する条例の一部を改正する条例